

徳島県個人情報保護審査会答申第122号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年10月23日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県とが協議した（協議書）の経緯経過が分かる書類全部（H〇年〇月〇日～H〇年〇月〇日現在）まで 農山漁村振興課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月5日、実施機関は、当該文書を取得しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月9日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月10日（同月14日受付）、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類を出せ

2 審査請求の理由

徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、県は、あるべき書類と特定した（協議書）は、農林水産部（阿南）は関係部局に送ったと言った為請求したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の根拠

本件決定は、条例第15条第2号に該当するため開示請求を拒否したものである。条例第15条は、一定の場合には、開示を求められた文書について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、開示自体を拒否することができる旨を定めたものである。

条例第15条第2号は、公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

2 本件決定の理由

審査請求人が本件請求で開示請求した文書は、農林水産部（阿南）が保有しているものであり、農山漁村振興課では保有していないため、本件請求に係る公文書については存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が自ら作成し、農林水産部（阿南）に渡した後に農山漁村振興課に送付されたはずであると考えている協議書の写しとその送付文書の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、農山漁村振興課は農林水産部（阿南）から協議書の写しの送付を受けていないため、協議書の写しもその送付文書についても保有していないとのことである。

イ 審査請求人は、農林水産部（阿南）から農山漁村振興課に協議書の写しを送付したと聞いたと主張しているが、協議書の存在を明確に証明する客観的な証拠を示していないことから、審査請求人の意見は採用できない。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を取得しておらず、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年 9月10日	諮問
令和3年10月 8日	審議 (第136回審査会)
同 年11月19日	審議 (第137回審査会)
同 年12月10日	審議 (第138回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長